

長建協発第159号
平成28年7月15日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

建設業法施行令の改正に伴う本県各種基準の改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年6月1日の建設業法施行令の改正に伴い、配置技術者の要件や特定建設業の許可等が改正されたところでありますが、今般、これを基準としております本県の取扱いについても下記のとおり改正されたところであります。

つきましては、標記について、別添のとおり県土木部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、技術者運用マニュアルについても、別添のとおり改訂版が作成されておりますことを申し添えます。

記

1. 現場代理人の取扱いについて（28建企第138号）

※現場代理人の常駐義務緩和要件が、技術者の専任を必要とされない工事として金額を明示していたため、その金額を改正（建築1式工事で5,000万円→7,000万円、その他の工事2,500万円→3,500万円）

2. 経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と現場工事に従事する主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いについて（28建企第139号）

※本文中には、具体的な金額の明示はないが、各所に散見される「建設業法第26条第2項に該当する場合」「建設業法第26条第3項に該当する場合」の説明が4ページに記載されている。この部分の金額を改正。

3. 指名競争入札における業者の選定方法について

※特定建設業法の許可を求める発注金額を改正（建築1式工事で6,000万円→8,000万円、その他の工事5,000→6,000万円）

また、改正ではないが、“④現場専任技術者が配置可能であること”の説明をより詳細なものとした。

4. 監理技術者マニュアル

※上記の変更に伴う対応箇所の修正。